

御前崎市議会政治倫理審査委員会

日 時 令和 7 年 1 月 20 日（月）午後 1 時 30 分開会

場 所 市役所 4 階 全員協議会室

- 1 開会
 - 2 委員長の互選
 - 3 副委員長の互選
 - 4 審査事案の付託
 - 5 会議の公開・非公開
 - 6 審査請求の内容
 - 7 今後の審査委員会日程
 - 8 その他
 - 9 閉会
-

○出席委員（9 名）

福田 伸次	川口 知幸	石川 貴広	小田 芳久	櫻井 勝
河原崎 恵士	渥美 昌裕	阿形 昭	阿南 澄男	

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 清水 正明	書記 松下 伊佐央
--------------	-----------

〔午後 1 時 30 分 開会〕

○議会事務局長（清水正明） 互礼を行います。一同「礼」。

ただいまから、御前崎市議会政治倫理審査委員会を開催いたします。本日は、第 1 回の審査委員会でございます。委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、年長委員の阿南澄男委員にその職をお願いいたします。

○臨時委員長（阿南澄男） 本日は、最初の委員会でありますので、委員長が選出されるまで、年長委員であります私が仮の委員長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査委員会は、傍聴したい旨の申出があり、これを許可しております。

また、報道関係からは、写真撮影等の申出があり、これも許可しておりますので、御了承願います。

それでは初めに、議長より今回の経緯について御説明願います。

○議長（渥美昌裕） それでは、経緯について御説明いたします。

去る1月14日付けで議長あてに3名の議員から、御前崎市議会議員政治倫理規程第4条に基づく、審査請求が提出されました。この審査請求は、所定の要件を満たしており、審査請求が適当であると認めましたので、同日、審査委員会を設置することといたしました。

○臨時委員長（阿南澄男） これより、会議に入ります。

議題1「委員長の互選について」を議題といたします。委員長の選出方法はいかがいたしましょうか。御発言をお願いします。

○委員（櫻井勝） 河原崎委員にお願いしたいと思います。

○臨時委員長（阿南澄男） ほかに御意見はありませんか。よろしいですか。

〔なし〕

○臨時委員長（阿南澄男） それでは、特にないようでありますので、お諮りします。

河原崎恵士委員を委員長として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（阿南澄男） 異議なしと認めます。よって、河原崎恵士委員が委員長に決定しました。委員長に決定した河原崎委員から、御挨拶をお願いします。

○委員長（河原崎恵士） 委員長に選出をいただきました河原崎でございます。議事の進行に御協力を賜りますようお願いいたします。

〔委員長 交代〕

○委員長（河原崎恵士） それでは、これより委員長の職務に就かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議題2「副委員長の互選について」を議題といたします。お諮りします。副委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。よって、副委員長の互選は指名推選の方法により、行うことに決定いたしました。副委員長には、阿南澄男委員を指名いたします。阿南澄男委員を副委員長に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。よって、阿南澄男委員が副委員長に決定いたしました。副委員長に決定した阿南委員から、御挨拶をお願いいたします。

○副委員長（阿南澄男） ただいま、委員長の指名推選によって副委員長に就任いたしました。委員長を補佐して、スムーズな審査委員会が進みますよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（河原崎恵士） 次に議題3「審査事案の付託について」を議題といたします。

渥美議長お願いいたします。

○議長（渥美昌裕） 令和7年1月14日付けで提出のありました審査請求書について、御前崎市議会政治倫理審査委員会における審査を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（河原崎恵士） ただいま議長から、審査請求書に基づく審査が正式に審査委員会へ付託されました。

○委員長（河原崎恵士） 次に議題4「会議の公開・非公開について」を議題といたします。

政治倫理規程第8条第5項において、「会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数が同意したときは、会議を非公開とすることができる」とされています。会議を公開で行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。よって、会議は公開で行うことに決定いたしました。

○委員長（河原崎恵士） 次に議題5「審査請求の内容について」を議題といたします。

説明を求めます。

○議会事務局長（清水正明） 審査請求の内容につきまして、御説明いたします。

令和7年1月14日付けで、審査請求代表議員の二俣秀明議員ほか2名の議員から、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1項第1号及び第6号に違反する疑いがあるとして、高田和幸議員を審査対象議員として、審査請求書が提出されました。内容は御手元に配付のとおり、令和6年12月25日、ブログによる情報発信をした高田議員の行動が、市民全体の代表者たる議員としての品位を損なうような行動であったのか否か、また、その内容が確たる事実に基づいて行われたものであるのか、虚偽又は誹謗中傷に類する発言、又は情報発信により他人の名誉を毀損したか否かなどを審査するために提出されたものであります。

○委員長（河原崎恵士） ただいま説明のありましたことについて、質疑、御意見はありませんか。

〔なし〕

○委員長（河原崎恵士） 特にないようでありますので、次の議題に入ります。

○委員長（河原崎恵士） 議題6「今後の審査委員会の日程（案）について」を議題といたします。
説明を求めます。

○議会事務局長（清水正明） 今後の審査委員会の日程案について、御説明いたします。

政治倫理規程の第10条では、「審査は審査請求を受けた日の翌日から起算して90日以内に審査結果を議長へ提出しなければならない」と規定されておりますが、来月は当初予算を審議する2月議会定例会も控えておりますので、その前に審査を終え、報告書を議長へ提出された方がよろしいかと存じます。そう考えますと、今後、審査請求者からの請求理由の説明、審査対象者からの意見聴取、審査結果の取りまとめ及びその報告書の作成までは、短期間で集中的に行わなければなりません。あらかじめ事務局でスケジュール案を作成いたしましたので、御確認いただきたいと存じます。

第2回の審査委員会が、今週の金曜日の1月24日の午前9時から、第3回が1月31日金曜日の午前9時から、第4回が2月10日月曜日の午前9時からとさせていただくものでございます。審査の進捗状況によっては、このとおりにならないことも予想されますが、その都度、御協議いただきたいと存じます。

○委員長（河原崎恵士） 今後の日程については、全員の予定を調整することは出来ませんので、委員の3分の2、すなわち6名以上の出席があれば会議は成立いたしますので、取りあえずこの日程（案）のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（阿形昭） 都合が悪い日がありますが、後ほど調整することによろしいですか。

○委員長（河原崎恵士） そうですね。先ほど申し上げましたとおり、委員の3分の2、すなわち6人以上の出席があれば会議は成立いたしますので、その場合はやむを得ないということになろうかと思えます。

○委員（阿形昭） 変更していただければ、私も出席できますけれども。2月10日が都合悪いです。第4回です。

○委員長（河原崎恵士） 議会事務局長、ほかに調整できる日程はありますか。

○委員（阿形昭） 調整できればありがたいです。

○議会事務局長（清水正明） 御手元に配付の行事予定表では、2月12日は2つの審議会が予定されておりますけれど、それ以外の時間でありましたら、委員の御都合で変更可能かと思えますけれども。それは、委員長にお任せいたします。

○副委員長（阿南澄男） 何の予定か教えてください。

○議会事務局長（清水正明） 商工業振興審議会と商工業振興資金融資審議会の2つの審議会が予定

されております。午前中でしたら可能かと思えます。

○委員長（河原崎恵士） それでは、2月12日午前9時から、皆さんの御都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

〔なし〕

○委員長（河原崎恵士） それでは、第4回の審査委員会を2月12日午前9時からに変更いたします。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔なし〕

○委員長（河原崎恵士） それでは、今回は今週の金曜日、1月24日の午前9時から開催いたします。

議題は、審査請求者からの請求理由の説明ということで、請求代表者である二俣秀明議員に出席要求いたしますので、御承知おきください。

○委員長（河原崎恵士） 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

○副委員長（阿南澄男） それでは、以上をもちまして、第1回の審査委員会を終了させていただきます。御苦労さまでした。

〔午後1時42分 閉会〕

ここに会議の経過を記録して、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

委員長 河原崎 恵士